

後期高齢者医療制度のお知らせ ～令和5年度の保険料等について～

■令和5年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

均等割 (1人当たりの保険料) 51,892円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和4年中の所得 - 最大43万円) × 10.98%	=	1年間の保険料 【限度額66万円】 (100円未満切り捨て)
-------------------------------	---	--	---	--------------------------------------

- * 1年間の保険料の上限額は、66万円です。
- * 所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- * 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- * 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。
- ※「所得」とは前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。
- * 保険料のお支払いが困難な場合は、小平町役場保健福祉課保険係へご相談ください。
災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります。

■ジェネリック医薬品の利用について

- * 医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。
- * ジェネリック医薬品の処方をご希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の窓口に「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。「希望カード」が必要な方は、保健福祉課保険係までお問い合わせください。

■ジェネリック医薬品の効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。

※ご希望される場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。



■ジェネリック医薬品の価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

◎問い合わせ先 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601
小平町役場保健福祉課保険係 ☎ 56-2111(内線 271・287)

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

対象の方は令和5年度においても無料で接種が受けられます。

【6月の日程】

小平町文化交流センター	鬼鹿診療所
6月24日(土) ※6月10日(土)は、実施しないことになりました。	6月2日(金)・6月9日(金) 6月16日(金)・6月23日(金) 6月30日(金)

※令和5年春のコロナワクチン接種は6月をもって終了いたします。

次回、令和5年秋接種(9～12月を予定)については、対象の方に改めてご案内いたします。

小平診療所休診のご案内

小平診療所は、令和5年6月16日(金)は休診となっておりますので、予めご了承ください。

◎問い合わせ先 保健福祉課健康づくり係 (内線 276・277)